

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和元年10月2日(水) 午前11時40分 議会委員会室

出席委員(8人)

(委員長) 田 村 謙 介 (副委員長) 前 原 茂
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫
国 頭 靖 西 川 章 三

欠席委員(0人)

議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[財政課] 下関課長 足立総括主計員 岩永主任

[秘書広報課] 土井課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当事務局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 奥岩議員 門脇議員 土光議員
戸田議員 又野議員 三鴨議員 矢田貝議員
報道機関 0社 一般 0名

協議事件

- 1 市議会12月定例会の日程について
- 2 議会運営委員会の懸案事項について
- 3 その他

~~~~~

### 午前11時40分 開会

○田村委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

それでは、協議事件1番、市議会12月定例会の日程についてを議題といたします。

資料1をごらんください。令和元年米子市議会12月定例会日程(案)でございます。会期につきましては、ごらんのとおり12月3日より12月20日までの会期18日間と  
いうことでございます。ごらんの内容、御確認いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 では、この内容でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 じゃあ、この内容でよろしくお願いたします。ありがとうございます。  
それではここで、当局の皆様御退席ください。お疲れさまでした。ありがとうございます

す。

○伊藤委員 委員長。これ、いいですか、発言して。これから懸案事項についてですよね。その前にちょっと一言、本会議のことちょっと言わせていただきたいんですけども、いいですか、発言させていただいて。

○田村委員長 それは今、この順番でないといけないんですか。その他事項で…。

○伊藤委員 じゃあ、その他事項で。

○田村委員長 よろしいですか。

○伊藤委員 はい、はい。

○田村委員長 お願いします。

協議事件2番、議会運営委員会の懸案事項についてを議題といたします。

では、事務局お願いします。

○長谷川議会事務局次長 それでは、資料の2をごらんください。議会運営委員会のほうに協議を求められておりました懸案事項について、一覧表にまとめておりますので、そちらのほうをざっとお話しさせていただきたいと思えます。

6件の案件が記載のとおり、提案をしてありまして、まず親子傍聴席の設置の件。それから、委員会のインターネット中継の件。それから、米子市の手話条例の制定に伴って、議会としてどのような対応をしていくかという、手話条例への対応について。それから、現在行っています陳情の取り扱いについて、特に参考人招致をした場合に、賛同議員が参考人招致されて陳情理由を述べられた後に、再度、賛同議員が賛同理由を陳述されることの要否についてと、市外からの陳情の取り扱いについて、この取り扱いをどうするかというところがございます。それから、ことしの3月の議会のときに、趣旨採択ということで陳情に対して結論がなされたんですが、その趣旨採択の陳情が意見書の提出を求める陳情でございましたので、その趣旨採択という理由で意見書を出すかどうかというところでちょっとお話がありましたので、趣旨採択のその認識を再度確認ということでございます。それから、本会議とか委員会における討論等でパネルあるいは資料、そういったものを使用されるということにつきまして、事前に議長の承認ということ、実際には事務局に届けていただくということがあったりなかったりということもありまして、今後の徹底についてをお話ししていただく、以上でございます。

○田村委員長 ただいま事務局から説明がございました資料2、議会運営委員会における懸案事項についてでございます。事項それぞれありますので、上からなんですけれども、させていただきますと、親子傍聴席については、この説明、検討状況についてちょっと説明が少ないように思えますので。いいですか。

○先灘議会事務局次長 親子傍聴席の設置でございますけれども、検討状況をごらんとおり、クロス張り等、室内の改修に約17万円、これ税抜きでございます。それから、議場内の音声を拾ってスピーカー、音声を流すものがあるんですが、現状のものではタイムラグがありまして聞き取りにくいと、口ばくのような形になってしまいますので、ダイレクトに音声が届くようにスピーカーを1台、2万5,000円、合計で19万5,000円で、税込みますと21万4,500円、21万円台がかかるような改修を予定しております。これにつきましては、前回の当該委員会におきまして、最短で12月定例会の要求がいいんじゃないかというところで、早急にしたいほうがいいんじゃないかという結果が出たんです

けども、財源につきまして財政当局と協議いたしまして、今回、委員会視察等の旅費等、これから今後財源の関係が余裕が出るっていう部分がある程度確定してまいりましたので、これを流用させていただきまして、できましたら11月中までに改修をさせていただきまして、12月定例会から親子傍聴席で傍聴できるようにしたらどうかということで事務局では調整しまして、正副委員長ともお話しさせていただきました。これにつきまして、まずいかどうかを皆様御協議をお願いいたします。以上でございます。

**○田村委員長** ただいま説明がございました、この親子傍聴席について、方向はもうやるということは決定しておるんですが、この検討状況、中身等について質問等ございましたらよろしくお願ひします。ないですか。

じゃあ、私から質問をさせていただきます。

委員からの委員会としての要望の中で、手すりであるとかそういったものを使ってたんですが、この検討状況に記載がされておられません。それは含んだ上なのか、あとサイン、案内、サイン、いわゆる看板等そういったものを含んでるのかどうか、ちょっとこれではわからない。

どうぞ。

**○先灘議会事務局長** 手すりにつきましては、この経費の中に含んでる、17万円の中にカーペットとか床上げとか壁面とかっていう部分の中で、手すりも含んだものというふうに見積もっております。それから看板等については、追ってどういうものがあるか議場から左に入りますんで、そこらの案内掲示はもう少し検討させていただくんですが、大きな費用がかかるということでしたらまたあれなんです、それほど大きな費用はかからないと思っておりますので、そこらも含めて今後、詳細な見積もりもした上で進めたいと思います。以上です。

**○田村委員長** わかりました。じゃあ、この19万5,000円というのは概算ということによろしいですね。わかりました。

先ほど説明あったとおりでございます。当初は、要求すべき予算規模というのがわからなかったということで、いわゆる期の途中に補正予算を組むのか、そういった論議もあったと思いますが、説明あったとおり、こういった残りのお金を有効に使ってということで、20万内外でできそうだということでございます。それにより、11月の工事着工と12月議会からの運用が開始できそうだという内容でございます。

委員の皆様、これで進んでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** では、これについてはよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

続きまして、委員会のネット中継についてでございます。

先灘事務局長、お願ひします。

**○先灘議会事務局長** 資料3をごらんいただきたいです。見積もりをいたしました。この見積もり表の真ん中ちょっと下あたりで、機器費合計というところがございます。金額としまして1,027万6,800円。これから上の部分がハードの機器の見積もりでございます。それから下の労務費、それから業務委託費、インターネット契約関連費用につきましては、これは現時点では、本会議とか予算決算委員会のネット中継、テレビ中継につい

ては、映像それから音声全て中海テレビにわたっております。その関係で、それにするのかこの業者であるのかという部分がございますので、ここの機器費合計から下は、ほかに選択肢がありますので、御協議いただきたいのはハード面で約、税抜きで1,000万くらいかかるというところでございます。

内容につきましては、表の一番上、HDインテグレートドカメラ、カメラを2台、委員長の上の辺から1台とそれから後方から1台という形で、固定したカメラを1台ずつつけるっていう、これが2台のみです。それから、4番目、5番目、マイクユニット、ロングマイク、これが一式になります。委員の皆様、委員長にはお一人ずつマイクをつけるという形、それから執行部については2人に1つずつということで、合計19台を見積もっております。これがマイクです。それからその上に、カメラ・マイク操作システム、これ全ての録画とか録音のシステムの大もととなるものが、これが400万円かかるというところで見積もりが出ております。ここが1番大きなところでございます。マイクの見積もり、その下については、あとはコントローラーとか、それから録音レコーダーとか、それから真ん中かちょっと下に、ニアフィールドスピーカーというのがございます。現時点で米子市議会の委員会室は肉声で行っておりますので、これをマイクを通して音声がきちんと聞こえるようにということで、1台、この部屋ですと1台が適切ではないかというところで見積もり出ております。ここらあたりも少しハウリング等の関係があるというところで、見積もりでは1台というところにしております。ここはまだ少し検討の余地があるかと思えます。後ろに、位置的なものもありますし、聞こえにくいっていう部分もありますので、ここらはさらに詳細に見積もってまいりたいと思えます。

以上がこの委員会のネット中継、テレビ中継までは考えていないということでしたので、ネット中継にする際、ハード機器の見積もりが約1,000万程度かかるというところの見積もりでございます。

あわせて、このネット中継につきましては、今後、議会運営委員会の視察等でごらんいただくっていうものがございます。これにつきましては、早ければ来年度導入するのか、あるいはいつ導入するのかっていう部分もまだ御議論いただいておりません。見積もり等を見て検討するという御意見もありましたので、差し当たり現時点でこの程度のハードの費用がかかるんだというところのものを差し上げました。したがって、今後のスケジュール等を御協議いただいて、来年度例えば早急に視察をした上で導入するのがいい形でしたら予算要求する必要がありますし、そうでない場合は、少し余裕を持って議論をしていただければと思います。以上でございます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

ただいま事務局より御説明ありました、委員会のネット中継について、皆さん御意見、御質問等ありますでしょうか。

国頭委員。

**○国頭委員** この機器のラインナップで、大体どこの議会のこういった形でできるぐらいをこれだけそろったら想定してるっていうか、参考にされた議会はどこかありますか。

**○田村委員長** 事務局長。

**○先灘事務局長** どこか参考にした機器かという、参考にはしておりません。あくまでもこの米子市議会の部屋のスペース、大きさ等を勘案して、どういう機器が必要かってい

うところの具体的な見積もりをしたってものがこのものでございまして、他市の状況、確かに出雲市とかもあります、新しい庁舎と言っても何年か前になりますので、これは最新といいますか、現時点での最新の機器という部分で見積もりをさせていただいたというのが実情でございます。以上でございます。

○**田村委員長** よろしいですか。

○**国頭委員** いいです。

○**田村委員長** 前原委員。

○**前原委員** 私がちょっと聞きたいのは、これはハードの維持管理なんかは余り見てないんじゃないかなと思うんですけども、大体これ何年ぐらい使える機械なのかどうか。約、ハードで1,000万ですけども、メンテナンスも必要なのかどうか、ランニングコストなんか考えると、結構大きな金額になるのかなと思うんですけども、これは大体耐用年数ってどのぐらいになるんですか。

○**田村委員長** 事務局お願いします。

○**安東議会事務局主任** 失礼します。機器によって多少金額が違うんですけども、メーカーのほうで保証期間としているものとしましては、カメラとかマイクというものは7年が機械保証期間になっております。システム等になりますと、パソコン、そういったコンピューターの関係になると5年というのが大体保証期間になっておりますので、それが一つの目安になるかと思っております。ただ、他市の状況等聞いても、その5年7年というところで絶対に更新しなければいけないかというところではなくて、その保証期間というのが一つの即応力っていうところになります。その期間の間は必ずメーカーが何かの形で対応できるっていうところになりますので、それ以降使ってる自治体もあるというふうに伺っております。

○**田村委員長** ありがとうございます。

○**前原委員** それと、これは視察、今回議運の中で視察をさせていただくんですけど、それを見て判断していきたいなと思うんですけども、かなり高額になるので、慎重に検討していきたいなと思っておりますので、来年度予算っていう形には多分、要求っていう形にはならないと思いますので、ちょっと時間をかけてさせていただきたいなという、これは私の意見でございます。

○**田村委員長** ありがとうございます。ほかに何か。

国頭委員。

○**国頭委員** 前、議運で、どっかの神奈川の議会だったかなと思うんですけど、そこは職員さんがやっておられたんですね。だから、簡単な物、簡易な物でできるもので職員さんが扱える形でやっておられたんで、そういった職員さんがやられるっていうことになれば、逆にもうちょっと、何ですかね、これが必要かもしれませんけど、簡易な、そういった議会を見習って、そろえていくっていうのもありなのかなと思っております。

○**田村委員長** 事務局長。

○**先灘事務局長** このシステムでございますけども、カメラ2台がございまして、委員の方が、委員長が発言される場合は後ろ側から、それから執行部の場合は前からという形で、それは職員が切りかえます。それからマイクにつきましては、発言される方がスイッチを押すという、これは最近、出雲市もそうで鳥取市もそうなんですけども、発言される

方がスイッチを押して発言をするという形ですので、職員が操作をしてというのは本会議はそうなんですけども、委員会室の場合はスイッチを発言される方がボタンを押すという形のを想定してますんで、基本的には職員、あるいは発言される方が操作をしてやるというものでございます。それ以上のものになりますと、機械的にするとなりますと、さらにコストが上がります。本会議のような画面と音声セットで自動的に切りかえるシステムもあるんですが、これではございません。あくまでも職員なり委員なり執行部の方が操作をするというのがこのシステムでございますんで、費用がかからない部分の部類の見積もりとお考えいただきたいと思います。以上です。

**○田村委員長** よろしいですか。お聞きしたいんですが、その発言時に押しながらしゃべるのか、それとも押したらしゃべって、しゃべり終わったら誰かがオフにしてくれるのか、そういうところがわからない。

どうぞ。

**○先灘議会事務局長** これはですね、発言される方がボタンを押しますんで、基本的には発言が終わったらオフにします。ただ、入っていても問題はございません。今のような集音マイクですと全ての音声を録音するんですが、この1つのマイクですとほかの方がしゃべったとしても生きてますので、余り雑音的なものは入らない、基本的には、と思っておりますので、基本的には発言が終わったら切るということ、なかなかないかと思いますが、委員の皆様にも事務局もそうなんですけども、執行部の方もそれになれていただいて、順次なれていただいてっていうのがこのシステムです。以上です。

**○田村委員長** わかりました。

ほかに御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** では、先ほど前原委員からもありましたが、これは10月23日からの議運の視察の項目にも入っております。それも視察内容に含めまして、実施時期の検討をするということでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** よろしく願いいたします。

引き続きまして、次、手話条例への対応について説明をお願いしたいと思います。

事務局、お願いします。

**○長谷川議会事務局次長** 手話条例への対応ということで、今の時点でどういった対応が考えられるだろうかということで、昨今、AIの発達等いろいろな機器等も出ておりますけれども、一番経費的なこととか手続的なこととか考えまして、事務局としては、今、そちらのほうに資料4をつけさせていただいておりますけれども、鳥取県聴覚障害者協会が受託されております聴覚障がい者意思疎通支援事業という事業における手話通訳の派遣及び要約筆記の派遣という方向で考えてみたところでございまして、そちらのほうざっと申しますけども、その図のほうをまずごらんいただきたいと思うんですが、流れですけども、主催者、この主催者というのが議会に当たるとは思いますけれども、そういうところから協会に申し込んで、手話通訳者等を派遣していただくということになるんですけども、事前に利用されたい方には御連絡をいただいて、そして対応していくということでございます。いずれにいたしましても、現状というところでございますけれども、この手話通訳者

にしましても、要約筆記者につきましても、西部地区につきましては特に人員が不足しておりまして、すぐには対応ができない状況にあるというところがございますので、これらにつきましては今後、協会さんとも協議をしていかないといけないと思いますけれども、大体ざっとしたところで、手話通訳者のほうですけれども、短時間、1時間程度であれば、2人1組で来られて、交代しながら手話通訳をされるということですのでけれども、これが例えば1日というようなことになると、4名程度が必要になってくるということもありまして、経費的にもかかってくると思います。そこにざっとした費用ということで書いてございますけれども、費用等について、それで四角の枠の中に書いておりますけれども、開始から1時間は3,000円ということがございます。一応、年間どのぐらい利用者希望があるかどうかということがございますけれども、各定例会でお一人、それからお二人程度ということで、年間マックスでも10人ぐらいまでだろうということで、10人というところで見えておりまして、1回3時間と、これもあくまでただの見込みですので、想定しまして約9万ではないかと思っております。県の委託事業で2人派遣されても1名分の派遣費用は不要ということになっております。

それから、必要な費用というものが手話通訳者さんの交通費もかかってまいりますので、こちらにつきましては、大体1人往復で1,000円程度ということで見込んでおります。ですので、手話通訳派遣、それから要約筆記派遣こちらも含めて約10万円ぐらいの予算ではないかと、これはあくまで利用者さんがどのぐらいおられるかということにはなるかとは思いますが、見込んだところでございます。実際、今、倉吉とか県のほうでは別のやり方でやっておられるようですけれども、米子市のほうではあくまで議場の傍聴席に手話通訳者あるいは要約筆記の方に来ていただいて個別に対応するというのを想定しながらつくっておるのが今回の案でございます。以上です。

**○田村委員長** ありがとうございます。

説明がございました手話条例への対応ということでございます。あくまでも傍聴者に対する対応ということでございます。ワイプで放送になるとか、そういうものじゃないということございました。

これについての御意見などございますでしょうか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** じゃあ、事務局にちょっと一つ確認させていただきたいんですけど、これはだから議会が始まるまでだとか、議会のその日までに手話通訳が必要だということを事務局のほうにいただいて、それから派遣するという形なんですね。

**○田村委員長** お願いします、どうぞ。

**○長谷川議会事務局次長** そのとおりでございます。

**○田村委員長** よろしいですか。

ほか御意見。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** 御質問ないですか。わかりました。

じゃあちょっとこれも聞かせてください。何かありますか。

じゃあ、事務局長。

**○先灘議会事務局次長** 今回上げとりますのは、先ほど説明がありましたように傍聴者に対

する対応でございます。この議会運営委員会におきまして、この傍聴者に対する対応あるいは想定されますテレビ中継やネット中継に対応した画面上に通訳をするという部分、これは鳥取県、倉吉市が行っております。そういうようなもの、ほかにもありますけども、そういう全体的な議論というのがまだ詳細にされていない現状かと思えます。今回提案しましたのは、仮に傍聴者に対応する場合はこうだよっていうところで、予算措置が必要であるというところから、速やかにやるということでしたら来年度から傍聴者に対してこういうような費用をかけて行っただうかという提案でございますので、通訳者の不足等もありますので、そういう面も考えます。それから、希望者に対する対応ですので、先ほど御質問がありましたように、2週間前程度じゃないと調整がなかなか難しいということも聞いています。そういうもろもろを考えまして、全体的に議論をした上で傍聴者に差し当たり対応するのか、あるいはネット中継なども対応したものを議論を深めて導入するのか、そこらを御協議いただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

**○田村委員長** わかりました。今の事務局長の御意見でしたけれども、何か御意見等ありますか。

前原委員。

**○前原委員** ちょっとさまざまな、例えばこの議場での傍聴した場合とネット中継とかテレビ中継などの手話通訳っていうのもありますので、いろんな場面が、方法は考えられるので、ちょっとこれは持ち帰りをさせてもらって、各党派でもう少しいろんな意見を多様な意見を聞きながら、方法を模索したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですが。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 私も同意見なんですけども、いろいろ費用面も含めてさまざまな場合が想定されるといった状況、そしてまたどの程度のニーズがあるのかといった点も含めて、他市の状況、先例地の状況なんかもちょうと調べながら検討していきたいなというふうに思います。

**○田村委員長** ほかにありますか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 私も同意見ですけれども、事務局もいろいろ他市の状況も御存じみたいなので、その資料をいただければありがたいなと思います。

**○田村委員長** ほか、ありませんか。

じゃあ済みません、私から。要するにニーズがどれぐらいあるのかということがやっぱり我々わかってない状態と、あといわゆる提供する側の、要はキャパといいたほうがいいか、そういったものもちょっと不透明な状態で、今回は持ち帰りの方向では検討したいと思うんですけど、そのあたりの情報を追加でもしあれば御提供いただきたい。

よろしいでしょうか。お願いします。そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** では、よろしく願いいたします。持ち帰りということでお願いします。

それでは、続きましては、陳情の取り扱いについて。

では、事務局お願いします。

**○長谷川議会事務局次長** そうしますと、資料のほうでございますけど、まず、別紙と書いております資料のほうをごらんください。先ほど冒頭でちょっと申し上げましたが、現

在の陳情の取り扱いにつきまして、再度見直すという形です。

今の陳情の取り扱いにつきましては、平成25年に議員定数・議会改革等調査特別委員会という会の中で議論がなされまして、現在の形、要するに、賛同議員がついたものにつきましては議題としましょうという流れになっております。そして、その翌年の26年の議会運営委員会の中では、今度その賛同議員の立ち位置というか、あり方について議論がなされまして、賛同議員さんの説明というか、賛同理由等の陳述について確認をされているところでございます。

現在、陳情が出てまいりますと、市内市外にかかわらず全て議員さんのほうに配付をいたしまして、賛同議員の申し出があったもののみ議題としております。そして、賛同のあった陳情の委員会審査に当たっては、賛同議員から賛同理由を述べてもらうという対応になっております。まず、市外からの陳情に対する対応につきましてですけれども、これは先ほど申しましたが、市内のものと変わらず全て議員さんに配付しているんですけども、他市の状況につきまして資料6のほうを開いていただきたいと思いますと思うんですけども、この内容につきましては平成25年の1月にも同じ内容で照会がなされておりました、その当時、米子市議会はまだ検討中ということであったんですけども、鳥取市さん、それから倉吉市さんにつきましては、所定の様式に合致していれば審査対象とするんだということでした。それから境港市議会さんにつきましては、所定の様式に合致しておって、かつ鳥取・島根の個人、団体からの提出分のみ審査対象とすると。それ以外のものは、議員配付で処理しているということでした。その内容につきまして同様に、ことしの7月に再度、各市に照会いたしましたところ、特に変更はしていないと、変更なしという回答を得ております。

それから、続きまして、参考人さんをお呼びしたときの対応でございますけれども、まず参考人さんをお呼びするということにつきましては、委員会で参考人招致について委員の皆様にお諮りをして、参考人がいたときにはお呼びするというようにしておりますけれども、そういった流れの中で、平成26年の委員会の議運のときでもありましたけれども、やはり賛同議員さんには賛同理由については述べてもらおうというようなこととなります。どの点まで述べるかというのはそれぞれあるということでしたけれども、やはり述べていただくということになっていたようでございます。

そして、今の現在の規定等でございますけれども、基本的には陳情の処理は、請願の例によって処理するということが会議規則の中で決まっております、請願では賛同議員ではなく紹介議員というふうになっておりますけど、紹介議員も必要としてやっているというところでございます。それで、紹介議員につきましては、必ず審査のためには委員会に出席するというようになっております。そして、紹介議員は必ずその委員会に出席しなければならないということになっております。

それから、米子市議会基本条例の中では、逆に請願とか陳情のほうについては、市民からの提案と捉えてそういった方からの説明を聴く機会の確保に努めなければならないということが基本条例の5条4項に決まっております、現在のような形になっているというところでございます。私のほうからは以上でございます。

**○田村委員長** ほかないですね。

先ほど、事務局より御説明がございました陳情の取り扱いについて、参考人招致した場

合の賛同議員の賛同理由陳述の要否、それと市外からの陳情の取り扱い、これにつきまして御意見等ありましたら、お願いいたします。

（「済みません、ちょっと説明を。」と長谷川議会事務局次長）

○**田村委員長** どうぞ。

○**長谷川議会事務局次長** 大事なところをもう少し。今回、話がありましたのは、一旦、陳情者さんが陳情の理由を来て述べられたときに、その後に、同じようなことを賛同議員さんが述べられるのは果たしていいのかどうか、要るのか要らないのかっていうようなことがございまして、そのことで今回お諮りしているというところでございます。

○**田村委員長** 御意見などございますでしょうか。

○**岡田委員** いいですか。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 陳情者の方が来られて説明する分には当然のことなんですけども、先ほど事務局からあった、その後に賛同議員さんが言わなくちゃいけないのかどうかですよね、陳情者の方が当然来とられなければ賛同議員の方が御説明をしていただくということになると思うんですけど、そのところはきちっとした形で、以前は、それを陳情者の方がおられたら賛同議員の方がやらなくてもいいじゃないかという御意見もあったと思うんですけど、そのあたりどんなもんなんですか。

○**田村委員長** ほかに御意見ありますか。

国頭委員。

○**国頭委員** 私はなぜ議員が賛同についたっていうか、それは陳情者が来る来ないにかかわらず、来ない場合は当然言うことになってますんで、私はつかれた理由っていうのは言われるべきかなと思ってますけど。それで今までしてきた経緯がありますんで、省略、陳情者が来られた場合、話されたことを少し省略して話される等、賛同議員がされるべきかなと思ってますので、それでいいんじゃないかなと思ってますけど。

○**田村委員長** 前原委員。

○**前原委員** 私は、個人的には賛同議員っていうのは、その陳情に賛同したっていうことですので、最初に陳情者が来られた場合説明されて、賛同議員が複数いた場合かなり時間を要します、正直な話。それは、賛同議員の意向によって決めればいいんじゃないかなと私は思ってます、同じような内容でしたら賛同議員も省略というのはできるのではないかなと思いますので、名を連ねるだけでも意味のあることですし、どうしても述べなければいけないことは述べなければいけないと思いますので、その辺で賛同議員の意思に任せるといえるのでしょうか。

○**田村委員長** ほかの委員さん、ないですか。

じゃあ、岡村委員。

○**岡村委員** 私は基本的には賛同議員が賛同理由を述べるという形になっているわけで、そこら辺は、例えば陳情者が希望されれば原則的に説明を受けるということになっているわけですから、そこら辺との説明内容のダブリがないように努めていただきながら賛同理由を述べていただくといったことは、これからも続けていくべきだというふうに思っています。

○**田村委員長** わかりました。

それでは、今お話を伺った場合、やはりいろいろちょっと会派さんによっても思いがち  
ちょっと違うのかなと思います。これにつきましては、持ち帰りということで御協議、各会  
派でしていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** お願いをいたします。

（「委員長、ちょっと番外発言をさせてもらえんかな、今の件で。」と遠藤議員）

番外発言要求されてますが、委員の皆様どうでしょうか。

〔「いいです」と声あり〕

**○田村委員長** よろしいですか。

どうぞ。

**○遠藤議員** 新しい議員さんもおられるけん、この25年のときに特別委員会で議論した  
とき、当時の委員長を私がしたんですよ。この提案は、渡辺議長もおられたけども、尾沢  
委員もおられたけども、記憶があると思っとうけども、これ委員長提案でやってたんです  
よ。それはどういうことだったかということ、今までの陳情というのは、たくさん出てきた  
んです、御存じのように。それ全部、議題に供してきたんです。ところが、提出があっても  
誰がそれを説明するのかということが全くないままに、文章だけをもって議論を議会在が  
してきたわけですよ。これをおかしいんじゃないかというので、私のほうで出して、あく  
までも陳情については、扱いは、そこに書いてあるように、一応議長に全部これは自由で  
すから、受けてもらわにゃいけない。でも、議題に供する場合には、賛同議員という形で  
議員がそれぞれ市民の意見を政策的な観点から、やっぱり取り上げて、そして議題に供す  
ると、こういうシステムを導入したらどうかというのが賛同議員のまず導入のいきさつだ  
ったんですよ。それについて皆さん方は賛同されて、ほんなら議題に供する場合には、賛  
同議員によって議題に供する、賛同議員がこの陳情に署名した場合にはそれを議題に供す  
ると。それ以外については議題に供しないと、これが決まった経過だと。そのときに、さ  
らに議論したのは、陳情の提出者があった場合には、これは当たり前、参考人として出  
ると言われた場合は当たり前議会に受け入れにゃいけん。議会の土壌がそうなってま  
すから。しかし、出られなかった場合にはどうするかということになりゃ、その場合には  
賛同議員が提出者にかわって説明をすると、こういうことにしようじゃないかと、こうい  
うふうにしてきた経過があつですよ。だから、そのところをきちんと整理しといていた  
だいて、各会派に持ち帰って議論してほしいと思いますね。

だから、私が申し上げたいのは、やっぱり議会の効率的な運用をどういうふうに図って  
いくのかということが大事だし、無責任な議論はいけないこと、そのためにはきちんと陳  
情といえども大事に、市民の意見として議会は受けとめようと、こういうことがその背  
景にはあったということでもあります。

ついでにもう一つ言わせていただきますけども、僕は陳情の市民以外の方の受け付けを  
議長がされるのはいいですけども、議題に供するかどうかということについては、これも  
少し慎重に議論していただきたいなど、私なりの見解です。それは何かというと、自治の  
構成というのは市民ですから、市民でない方の意見を議題に供して議論をするというのは、  
いささか地方自治法の制度からいってもおかしいんじゃないかと。だから、陳情を議長に  
提出されることは拒否できませんけども、議題に供するということになればあくまでも市

民、自治の構成である市民の意見を大事にして扱っていくというきちんとした枠を、この際定めてもらって議論してもらいたいと、こう思います。以上です。

**○田村委員長** ありがとうございます。

今、御意見ありました、当時かかわっておられたという立場での思い、そういうことだったということでございます。持ち帰って議論をされる際に参考としていただきたいと。よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

**○田村委員長** お願いをいたします。ごめんなさい、市外からの陳情の取り扱いも一緒ということで、持ち帰りでお願いします。済みませんでした。

それでは、続きまして、趣旨採択の認識確認ということでございます。

事務局、お願いします。

**○長谷川議会事務局次長** それでは、続きまして、趣旨採択の扱いについてでございます。これも先ほど冒頭で少しお話しさせていただきましたけど、ことしの3月の陳情でありまして、これ意見書の提出を求める陳情でございましたけども、このときに趣旨採択になったんですが、そのときにじゃあ意見書を出すのか出さないのかというお話になりまして、この最後ですね、趣旨採択のことについて、これまで趣旨採択の取り扱いについて、特に取り決めとか文書にしたようなものがなくて、共通認識というような形で進められてきているところで、そういったことまで必要に応じて決めないといけないのか、といったようなところをお諮りいただきたいということでございまして、資料としましては資料7をつけております。これは、用語集のほうで趣旨採択というものについて書かれたところを一応コピーしてまいったところでございます。

趣旨採択というのは、請願で行われる方法ではあるけれども、ここにも書いてありますけれども、一応、願意は妥当なんですけれども、いろんな理由があって不採択とするわけにはなかなかいかないというときの決定方法の一つということでございまして、そこに書いてありますとおりでございます。趣旨には賛同であるということでございます。これをじゃあ、採択をする場合というのはありますけれども、採択をするということと意見書を提出するということが一つなのかどうなのかというところでございます。あくまで意見書を提出するかどうかというのは、個々にその委員会で御判断いただくことではないかなというふうに思いますので、その辺もあわせてお諮りいただければと思います。以上です。

**○田村委員長** 説明いただきました。

委員の皆様、御意見ありますでしょうか。

これはいわゆる、なかなか白か黒かということよりは、その願意には賛同するけれども、その文章的にいうところ、この趣旨採択というのは今も今後もあるんでしょうから、それに意見書を伴うかどうかということでの皆さんの意見をいただきたい。これはもう確認でいいでしょうか。一人一人伺いましょうかね。

じゃあ、岡村委員から伺っていいですか。

**○岡村委員** これまでのように趣旨採択になった場合、例えばそれでもって意見書を出すかどうかというのは、その都度、判断するというところがいいと思います。

**○田村委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 私も岡村委員の言われたように、その都度、その議題にあった、議題ごとで

委員会の中で決めたらいいんじゃないかなと思います。

○**田村委員長** 西川委員。

○**西川委員** 私も大体それ同じ意見で、大体そういう趣旨採択やるときに必ず委員長からそういうのをみんな諮るといいますかね、委員会なら諮ってるわけですから、今までどおりでいいじゃないですか。

○**田村委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も同意見です。その都度、委員会で議論をして判断をするということだと思います。

○**田村委員長** 尾沢委員。

○**尾沢委員** むしろ、意見書は提出しない場合に趣旨採択という、採択すれば意見書は当然ながら出るわけで、そこに何らかの支障があるぞっていうことで採択しないというケースが多いのですね、過去ちょっと私も事例がどうだったかいうことは余り覚えてないんですが、趣旨採択の場合には意見書は多分提出なされていないような気がいたしております、皆さん方の御意見が総意であれば別に構わないのですが、私の感じからしたら、趣旨採択という、いわゆるその決め方は意見書提出にはそぐわないのではないかというふうに考えておるところです。これ、個人的にです。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** これまでの扱いと同じ形というか、ここに書いてあることも踏まえながら、それぞれの委員が判断をしていくことでいいと思います。

○**田村委員長** 前原委員、どうでしょう。

○**前原委員** 私も同様に、その委員会に意見書出すか出さないかっていうのはまた別問題になってくるので、その委員会の判断に任せるべきだと思います。

○**田村委員長** わかりました、ありがとうございます。

皆さんの大方の意見は、その都度委員会の判断で出す出さないということを議論していただくということで、今までどおりということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**田村委員長** じゃあ、そういうことでお願いします。各委員もお願いします。

じゃあ、最後の項目、本会議及び委員会におけるパネル使用手続の徹底について。

済みません、事務局お願いします。

○**長谷川議会事務局次長** それでは、最後ですけども、本会議及び委員会におけるパネル使用手続ですが、最近はパネルを使用されるというのが余り見られなくなりまして、そのときに基本的にはそういったものを本会議に出すよとか、そういうのを使うよというときには、事前に議長に一応了解を得るということで、実質的には事務局のほうへ話をさせていただくというところであったと思いますが、特にそういった成文化された取り決めとか、そういったものがまだ、今のところありませんので、そういうものの手続につきまして、再確認をしていただく、必要に応じて、あれば何か取り決めをということを確認していただきたいと思います。パネルだけじゃなくて、使われる資料とあわせてということで。

○**渡辺議長** ちょっといいですか。

○**田村委員長** じゃあ議長。

○**渡辺議長** この件の提案をしていただいているんですけど、過去、改選後にあったこと

で、ある議員がパネルを示したと。それはある人のインターネットの写真を張りつけたパネル。その場合、その本人から著作権の侵害で訴えたいという電話があったこともあるんです。要は、そういったことも含めて、議会は確認してないのかというような問い合わせがあったもんですから、パネルを出すなというわけではなく、やはりそこら辺は議会として確認をしたものを出す、それがテレビ中継なりインターネット中継に流れていくところの確認はやっていきたいということですので、そういう意味での、事務局の提案ということ。過去、そういうこともあったということはお伝えしておきたいと思います。今会期後、我々が始めてからもあったということ。す。

○**田村委員長** ありがとうございます。

意見、前原委員。

○**前原委員** 先ほど、議場での印刷物の配付ってあったんですけど、これ、会議規則の116条の2に書いてあって、これ議長の許可をもらわなきゃいけないって書いてありますんで。

○**渡辺議長** 全部書いてあるんです。それは関係なしに出ていくときがあるんで、徹底をしてくださいというものです。

○**前原委員** わかりました。

○**田村委員長** 前原委員。

○**前原委員** 私も結構パネルを使うほうなんですけど、視覚的に訴えたいという気持ちがあるので、常に必ず議長の許可を得てやっています。今後もやっぱりそういうふうにしていこうと思いますので、それは一定のルールとして決めていただきたいなと思います。

○**田村委員長** ありがとうございます。

ほか、御意見ありますか。

私もよくこういう、ぺらんぺらんしてやることもよくあるんですけども、これ例えばちゃんとしたパネルに、前原委員みたいにされる場合もありますし、例えばこういう紙状のものを見にくい、こういうのはまたアップにされてもちょっと見とられる方も見にくいというのもあって、例えばそういうものはA3大にしてやってくださいとか、そういうことってというのは事務局としてもお願いの気持ちっていうのはあるんですか。今までどおりですか。ちょっとそのあたり、見解をちょっと聞かせてほしいんですが。

事務局長。

○**先灘議会事務局長** 規格を決めてやるという方法もあったと思います。見やすさ、位置の問題とか、指定したほうがカメラの設定などもやりやすいという、そこまで求めてないというのが現状でございまして、そういうふうなことをもし御相談いただいて、こういうふうにするよというところがもしあれば、決めていただいたほうがカメラの位置の設定の問題とか大きさとかっていうものを指定できれば、事務局でもありがたいですし、視聴される、見られる方についても見やすさの点ではそのほうがいいのかとは思っておりますので、もし必要であれば御協議いただきたいと思います。以上です。

○**田村委員長** わかりました。今、事務局からもありました。先ほどみたいに、大きさの規定等はないんですけども、その掲示の場所であるとか、そういったものについては決めたほうがいいんじゃないかというお話でしたし、これは私の意見なんですけど、例えばよその議会、議場、私好きで行くんですが、ここに例えば台があって、斜めにすぼっと立

てれるような台があるんですよ。そうするとどんな大きさの台でも、そこにぽんと置いて質問ができると。それが今なくて、うち、ここは丸くなって、そこに無理やり立てようとすると落ちたりとか、そういうことがよくあることで、また高さもありますので、手前に置くと隠れてしまうということもあります。ですので、そのあたりの設備的なものについてもぜひ、この機会にぜひ事務局のほうも御検討いただきたいというふうに私は思っています。委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「前よりその意見も出てる。」と声あり〕

〔「質問台兼ねてね。」と声あり〕

**○田村委員長** 質問台というか、パネル台。パネル差し込める、今に至るまでないので、これは改めてこの機会に要求、あるいは要望したいと。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** じゃあ、お願いいたします。

それでは、その確認でございますが、パネル使用手続の徹底については、やはりそういった規定にも決まっておるということでございます。また、過去そういう問題がありました、こういったことについてはやはり議員の皆さんの良識に任されてたってところがあったんですが、それがやはり逸脱しちゃったということがあったということは事実でありますので、これについては真摯に反省をして確認をとるということに努めていただくということでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** よろしいですね。よろしく申し上げます。

そしたら、これで一応議了でございます。

ここで、そしたら次に、協議事件3番、その他事項でございます。

冒頭の伊藤委員、どうぞ。

**○伊藤委員** 済みません、申しわけありません。

本議会で気になる発言がありましたので、ちょっと申し述べたいと思います。

岡村議員が討論は2回されて、1回目のときに詳細の内容は最終日というような意味合いで言われたんだと思うんですけども、やっぱり討論をされたわけですから、内容を明確に発言されるべきだったのではないかなと思いましたが、発言させていただきました。以上です。

**○田村委員長** 御意見ということですね。

何か岡村委員、ありますか。

岡村委員。

**○岡村委員** そういった御意見もいただきながら、これからの活動に生かしたいところです。

**○田村委員長** ありがとうございます。

それでは、その他事項戻ります。

次回の議会運営委員会の開催についてであります。次回、議会運営委員会は議会閉会中ですね、11月26日火曜日の午前10時から開催したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 そのほかに委員の皆様御意見ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 議長、何か。

○渡辺議長 ない。

○田村委員長 では、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午後0時35分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 田 村 謙 介